

○山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱

令和3年12月13日

告示第86号

(目的)

第1条 農業の持続的な発展を図るためには、農地をはじめとする地域の経営資源を次世代に継承していく必要があることから、担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することを目的に本事業を実施する。

2 本事業の実施にあたっては、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（令和3年3月29日付け2経営第2902号農林水産事務次官依命通知）、「経営継承・発展等支援事業」実施に関する交付規則（令和3年4月12日付け一般社団法人全国農業会議所制定）、経営継承・発展支援事業公募要領（経営継承・発展等支援事業補助金事務局（以下「補助金事務局」という。）作成。以下「国の公募要領」という。）及び山都町補助金等交付規則（平成17年山都町規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 町長は、次に掲げる補助対象者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 個人事業主であって次のいずれにも該当する者

ア 国の公募要領に定める日から経営発展計画の提出時まで中心経営体等である先代事業者（個人事業主に限る。以下同じ。）からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合に限る。）。

イ アの主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

- ウ 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること。
 - エ 青色申告者であること。
 - オ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定（家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号構造改善局長・農蚕園芸局長通知）第2に規定する家族経営協定）を書面で締結していること。
 - カ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。
 - キ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると町長が認めること。
 - ク アの主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。
 - ケ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2に掲げる事業（以下「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」という。）に係る資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
 - コ 本事業によって行う取組と同一内容の取組を行おうとするために、本事業以外の国（独立行政法人等を含む。）が助成する事業（補助金、委託費等。ただし、融資に関する利子助成措置を除く。）の採択又は交付決定を受けていないこと。
 - サ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の維持や運営に関与しているなど、社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (2) 法人（集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付

金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに掲げる組織）を含む。）であって次のいずれにも該当する者

ア 次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。

（ア） 法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合にあっては、当該法人が中心経営体等であり、後継者（個人に限る。以下同じ。）が国の公募要領で定める日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること（法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限る。）。

（イ） 先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合にあっては、当該先代事業者が中心経営体等であり、後継者が事業実施年度の前々年度中の1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること。

イ アの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲に際して、原則として、法人自ら又は先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

ウ 青色申告者であること。

エ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると町長が認めること。

カ アの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者がその日より前に農業経営を主宰していないこと。

キ アの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に農業次世代人材投資事業（経営開始型）に係る資金の交付を受けていないこと。

ク 本事業によって行う取組と同一内容の取組を行おうとするために、本事業以外の国（独立行政法人等を含む。）が助成する事業（補助金、委

託費等。ただし、融資に関する利子助成措置を除く。)の採択・交付決定を受けていない者。

ケ 法人又はその法人の役員が暴力団又は暴力団員であり、若しくは暴力団の維持や運営に関与しているなど、社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(補助対象経費)

第3条 本事業の目的を達成するために必要となる補助対象経費(融資に関する利子助成措置以外の国の補助事業の対象となった経費を除く。)は、次に掲げるものとする。ただし、国の公募要領で明示的に対象とならないとされている経費については、対象から除くものとする。

- (1) 専門家謝金
- (2) 専門家旅費
- (3) 研修費
- (4) 旅費
- (5) 機械装置等費
- (6) 広報費
- (7) 展示会等出展費
- (8) 開発・取得費
- (9) 雑役務費
- (10) 借料
- (11) 設備処分費
- (12) 委託費
- (13) 外注費

(補助金額及び補助率)

第4条 補助対象者1人当たりの補助金額は100万円以内とし、国の補助金が交付される場合には、国が補助金額の2分の1、町が補助金額の2分の1を負担する。ただし、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 補助対象事業費が100万円を上回る場合は、補助対象者の自己負

担とする。

(2) 補助対象者は、見積合わせ等により、事業費及び補助金額の低減に努めること。

(3) 補助対象者が課税事業者である場合は、補助対象事業費は「税抜き」額とする。

(応募申請)

第5条 補助対象者は、町長の指定する期日までに、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 山都町農業経営継承・発展支援事業取組承認申請書(様式第1号)

(2) 経営発展計画(様式第2号)及び次に掲げる添付書類

ア 個人事業主の場合

(ア) 個人事業の開業・廃業等届出書(写)

(イ) 補助対象者の先代事業者に関する、継承時点の所得税確定申告書第一表及び第二表(写)

(ウ) 補助対象者の先代事業者に関する、継承時点の所得税青色申告決算書(写)

(エ) 補助対象者に関する、所得税の青色申告承認申請書(写)

(オ) 家族経営協定(写) ※家族農業経営の場合のみ

イ 法人の場合

(ア) 履歴事項全部証明書(写) ※任意組織以外の場合

(イ) 役員名簿

(ウ) 定款又は組織及び運営についての規約(写)

(エ) 経営継承時点の法人税確定申告表別表一(写) ※法人税法第121条第1項に規定する青色申告の場合

(オ) 継承時点の損益計算書(写) ※法人税法第121条第1項に規定する青色申告の場合

(カ) 法人税の青色申告承認申請書(写) ※法人税法第122条第1項に規定する青色申告の場合

(3) 経営発展計画（様式第2号）の記載内容の根拠となる次に掲げる書類

ア 事業費の根拠となる見積書（写）

イ 導入する機械装置等の仕様書やパンフレット※機械装置等を導入する場合

ウ 「5成果目標の設定—付加価値額」について、経営継承時と目標年度で記載した金額の算出過程を記載した書類※青色申告の書類（写）及び記載における留意事項を参考に、任意様式で作成すること。

(4) 国の公募要領の配分基準表に基づき付与するポイントに関する次に掲げる書類

ア 農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けた書類（写）

イ 現状の経営面積（畜産関係については飼育頭数）がわかるもの（写）

ウ 直近1年間の雇用者のリスト

エ 直近1年間の雇用者に関する雇用契約書（写）及び出勤日報（写）

(5) 経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト（様式第3号）

(6) その他町長が必要と認めるもの

（審査）

第6条 町長は、前条により補助対象者から取組承認申請書等を受理した場合は、国の公募要領に基づき内容を審査するものとする。

（採択結果通知）

第7条 町長は、第5条により行った応募申請に対し、補助金事務局から採択結果通知があった場合は、補助対象者に対して経営継承・発展等支援事業に係る採択結果通知書（様式第4号）により通知するとともに、補助対象者に対して町長あての計画承認申請及び交付申請を行うよう求めることとする。

（計画承認申請及び交付申請）

第8条 第5条により応募申請を行った者のうち、採択されることとなった補助対象者については、採択結果通知書受領後、5日以内に次に掲げる書類を町長に提出するものとする。なお、計画承認申請関係書類及び交付申請関係

書類は同時に提出可能とし、計画承認申請関係書類については、第5条に基づく応募申請時と変更がない場合は、応募申請時と同様の書類を提出すること。

- (1) 第5条第1号から第3号に掲げる書類
- (2) 山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付申請書（様式第5号）
- (3) 消費税及び地方消費税の取扱いに関する報告書（様式第6号）
（事業実施通知及び補助金交付決定通知）

第9条 町長は、前条により行った計画承認申請について補助金事務局から事業計画承認書を受領した場合には、補助対象者に対し、山都町農業経営継承・発展支援事業に係る計画承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 町長は、前条により行った交付申請について補助金事務局から補助金交付決定通知書を受領した場合には、補助対象者に対し、山都町農業経営継承・発展支援事業に係る交付決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（計画変更承認申請等）

第10条 補助対象者は、第8条により申請を行った内容について、次に掲げる重要な変更が生じた場合は、変更内容等がわかるように明示した上で山都町農業経営継承・発展支援事業取組変更承認申請書（様式第1号）及び経営発展計画（様式第2号）を町長に提出するものとする。

- (1) 事業内容の追加
- (2) 主要な事業内容の変更（経営発展の取組内容、成果目標等）
- (3) 事業費の30%を超える増加又は補助金額の増加
- (4) 事業の中止又は廃止

（交付決定前着手）

第11条 補助対象者は、町長から事業実施計画の承認通知を受領したのち、交付決定を受ける前に事業に着手する必要がある場合は、次に掲げる各号に

同意の上、交付決定前着手届（様式第9号）の提出により事業に着手することができる。

（1） 交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等のあらゆる事由によって実施した本事業に損失等が生じた場合、これらの損失等は、補助対象者が負担すること。

（2） 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

（3） 本事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

（変更交付申請）

第12条 補助対象者は、第8条により申請を行った内容について、第10条第1号から第3号に掲げる重要な変更が生じた場合は、変更内容がわかるように明示した上で山都町農業経営継承・発展支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、補助金事務局から計画変更承認通知又は補助金交付変更決定通知を受理した場合は、山都町農業経営継承・発展支援事業に係る計画変更承認通知書（様式第7号）又は山都町農業経営継承・発展支援事業に係る変更交付決定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第13条 補助対象者は、第8条により申請を行った内容について、第10条第4号に掲げる事業の中止又は廃止を行う場合には、山都町農業経営継承・発展支援事業の中止・廃止に係る承認申請書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、補助金事務局から前項の決定通知を受理した場合には、山都町農業経営継承・発展支援事業の中止・廃止の承認通知書（様式第11号）により補助対象者に通知するものとする。

3 事業が中止又は廃止となった場合には、既に実施した事業等についても補助金の交付は行わないものとする。

(事業完了報告)

第14条 補助対象者は、事業完了(事業経費の支払いを含む。)した場合は、事業完了後14日以内又は町長の定める期日のいずれか早い方までに次に掲げる根拠書類を添付し、山都町農業経営継承・発展支援事業の取組完了報告書(様式第12号)を町長に提出すること。

(1) 経営発展計画(様式第2号)に事業の取組の実績を記載したもの

(2) 写真、研修資料、成果物等、取組内容の履行確認が確認できるもの

(3) 支払関係一式(納品書・請求書・領収証等) (写) ※見積合わせを行った場合は、その写しも提出すること

(4) 作業日報(写)及び労働契約書(写) ※本事業のために臨時雇用を行った場合

(5) 財産管理台帳(様式第13号) ※単価50万円(税込み)以上の機械装置等を導入する場合

(6) その他履行確認のために町長が指示するもの

(補助金交付額確定)

第15条 町長は、第14条により補助対象者から取組完了報告書等の提出があった場合には、内容を審査し、審査の結果適当と認められる場合は、補助対象者に対して山都町農業経営継承・発展支援事業に係る額の確定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金支払)

第16条 町長は、前条により補助金交付額の確定を行った場合は、補助対象者から提出のあった山都町農業経営継承・発展支援事業の取組完了報告書(様式第10号)に基づき補助金の支払いを行う。

(実施状況報告)

第17条 補助対象者は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度末に次に掲げる書類を添付して町長に山都町農業経営継承・発展支援事業の取組の実施状況報告書(様式第15号)を提出するものとする。

(1) 進捗状況が確認できる「付加価値額、経営面積、従業員数等」に関

する根拠書類 ※付加価値額については、記載した金額の算出過程がわかる書類を任意様式で作成すること。

(2) その他履行確認のために町長が指示するもの。

(住所等変更報告)

第18条 補助対象者は、目標年度までに氏名、住所、電話番号等を変更した場合は、変更後速やかに住所等変更届（様式第16号）を町長に提出するものとする。

(事業の評価等)

第19条 町長は、第17条に基づき補助対象者から実施状況の報告があった際は、その内容について評価を行い、必要に応じて補助対象者に対して指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

様式第1号（第5条、第8条関係）

年 月 日

山都町長 様

住 所
氏 名

山都町農業経営継承・発展支援事業取組承認申請書

山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり事業の取組承認を申請します。

記

別紙（経営発展計画（様式第2号））のとおり

（注）経営発展計画を変更しようとする場合にあつては、「承認」を「変更承認」と置き換えること。また、この場合にあつては、「第5条」を「第8条」と置き換えること。

5 成果目標の設定

(1)付加価値額の向上

項目	経営継承時	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	経営継承時から 目標年度までの 増減率(%)
ア 1経営体当たりの付加価値額	(万円)				
イ 就業者1人当たりの付加価値額	(万円)				

(2)地域貢献

項目	現状	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	現状から 目標年度までの 増減率(%) / 数(人)
ア 経営面積、飼養頭羽数の拡大	(a、頭、羽)				
イ 常時雇用者数の増加	(人)				

6 地域貢献に関する特徴的な取組

--

年度経営継承・発展支援事業の申請に係る宣誓事項

年度経営継承・発展支援事業の申請に当たって以下の事項について宣誓します。

補助対象者の要件を満たしています。	<input type="checkbox"/>
本計画及び添付書類の記載事項について事実と相違がありません。	<input type="checkbox"/>
以下の①から④までのいずれにも該当しません。 ① 法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。 ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。	<input type="checkbox"/>
既に本事業の採択・交付決定を受けていません。	<input type="checkbox"/>
国、事業実施主体、市町村が求める本事業に係る調査等に協力します。	<input type="checkbox"/>
本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び補助金の返還等を受けることとなっても、一切異議申し立てはいたしません。また、補助金の返還が生じた際には、指定期日までに返還いたします。	<input type="checkbox"/>

(注) 1 内容を確認の上、上記右欄のボックス全てにチェックを入れてください。

2 本誓約に反していることが判明した場合は、事業不採択、交付決定の取消し又は補助金返還の対象となります。

経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト

氏名(法人名・代表者名)：

住 所：

チェック項目	チェック欄
1. 全般的な事項について	
記入漏れはありませんか？	<input type="checkbox"/>
補助を受けるために必要となる補助対象者の要件を確認し、経営発展計画及び添付書類の記載事項について事実と相違ありませんか？	<input type="checkbox"/>
補助事業の内容等を変更する際には事前に補助金事務局に相談が必要なことを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
交付決定前着手届を提出していない場合、補助金交付決定を受ける前に発生した経費は補助対象とならないことを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
補助金交付決定を受けても、定められた期日までに事業完了報告書等の提出がないと、補助金は受け取れないことを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があることを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
50万円(税込)以上の所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があることを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければならないことを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
本事業以外の国が助成する事業(融資に関する利子助成措置を除きます。)の採択等を受けている場合は補助対象とならないことを確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
個人情報の使用目的について確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
アンケート調査等への協力について確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
公募要領等に記載のない事項については、補助金事務局からの指示に従うことについて確認・同意しましたか？	<input type="checkbox"/>
2. 申請者欄について	
後継者(申請者)が経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表に関する変更登記等をした日)より前に農業経営を主宰していません。	<input type="checkbox"/>
後継者(申請者)が農業人材次世代投資事業(経営開始型)による助成を受けたことはありません。	<input type="checkbox"/>
法人の場合は、法人番号を誤りなく、記入しています。	<input type="checkbox"/>
地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に強い意欲を有しています。	<input type="checkbox"/>
経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表取締役就任日)における年齢を記入しています。	<input type="checkbox"/>
連絡先(電話番号及びメールアドレス)に誤りはありません。	<input type="checkbox"/>
3. 経営概要欄について	
営農類型は、直近事業年度における農業生産物販売収入が最も多いものを一つ選択しています。	<input type="checkbox"/>
経営継承に際して、原則として、先代事業者の経営資産や経営規模等が著しく縮小していません。	<input type="checkbox"/>
経営面積・飼養頭羽数は、単位や品種名は事実と相違がありません。	<input type="checkbox"/>
女性が部門責任者であるとしてチェックした部門は、組織図や区分経理などで客観的に確認できます。	<input type="checkbox"/>
農業所得は、申請者(申請者が個人事業主の場合又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては、申請者の先代事業者)の経営継承した時点における所得を税務申告書類等から記入しています。	<input type="checkbox"/>
消費税の課税事業者の欄におけるチェックに誤りはありません。	<input type="checkbox"/>
農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている場合は、該当欄にチェックを入れています。	<input type="checkbox"/>
4. 経営継承の概要欄について	
先代事業者・先代経営者は中心経営体等でした。	<input type="checkbox"/>
法人の場合は、法人番号を誤りなく、記入しています。	<input type="checkbox"/>
経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表に関する変更登記等をした日)における年齢を記入しています。	<input type="checkbox"/>
継承方法及び備考の記載内容は事実と相違ありません。	<input type="checkbox"/>
5. 経営発展の取組欄について	
区分番号は、具体的な取組内容と合致しており、具体的な取組内容を記載しています。	<input type="checkbox"/>
経費は、免税・簡易課税事業者の場合は税抜き価格で記入しています。	<input type="checkbox"/>
経費内訳は、見積書などを参考にして適切に記入しています。	<input type="checkbox"/>
公募要領に記載されている【対象とならない経費例】に該当しているものはありません。	<input type="checkbox"/>
6. 成果目標の設定欄について	
計算方法、単位など誤りなく記入しています。	<input type="checkbox"/>
目標値は、実現可能性などを考慮して適切に設定しています。	<input type="checkbox"/>
7. 地域貢献に関する特徴的な取組欄について	
成果目標欄に記入した取組以外であって、地域農業の維持・発展に資する高い効果が見込まれる取組をできるだけ定量的かつ具体的に記入しています。	<input type="checkbox"/>

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

山都町長

経営継承・発展等支援事業に係る採択結果通知書

年 月 日付で応募のあった標記の事業については、補助金事務局より採択の通知があったため、山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり通知します。

記

応募の結果

採択 ・ 不採択

様式第5号（第8条、第12条関係）

年 月 日

山都町長 様

住所

氏名

山都町農業経営継承・発展支援事業補助金（変更）交付申請書

山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第8条（変更交付申請の場合は第10条）の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

交付申請額 _____ 円

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

山都町長 様

住所

氏名

消費税及び地方消費税の取扱いに関する報告書

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告及び納税等の状況について下記の通り報告します。

記

区分欄のうち該当する番号に○を記入ください

区分	補助事業手続き上の留意事項
1 免税事業者	消費税等相当額を含め補助金の交付を申請し、交付を受けることが可能です。
2 課税事業者	補助金交付申請時に、当補助金の対象となる経費の仕入に係る消費税相当額を減額して申請する必要があります。
2-1 基準期間(※1)の課税売上高1,000万円超	
2-2 課税事業者選択届出書提出 [届け出期間 年 月 日～ 年 月 日]	
2-3 新設法人[資本又は出資の額 万円]	
3 その他 (右欄に具体的に記入ください)	

※1 基準期間とは、法人は前々事業年度、個人事業主は前々年をいう。

(参考)

- 次のいずれかに該当する場合、消費税等の確定申告及び納税の必要があります。
 - ① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合
 - ② ①以外で税務署あて「消費税課税事業者選択届出書」を提出している場合
 - ③ 新設法人であり、資本又は出資の額が1,000万円を超える場合
- 消費税等の確定申告で仕入れ税額控除により還付税額が発生するなど、補助事業により交付した補助金に係る消費税等相当額が、仕入れ税額控除対象となった場合には、補助事業に要する経費と認められません。
当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額は、さきに補助対象から控除するか、又はこれを含めて交付された場合には返還していただく必要があります。
- 本報告は、消費税等の申告・納税状況を確認させていただくことにより、補助事業の適正な執行を図ることを目的としています。

様式第7号（第9条、第12条関係）

第 号
年 月 日

様

山都町長

山都町農業経営継承・発展支援事業に係る計画(変更)承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった標記の事業については、下記計画を
(変更)承認したので山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第9条第1項に
基づき、通知します。

記

(変更)承認した事業計画 別紙「経営発展計画(写)」のとおり

様式第8号（第9条、第12条関係）

第 号
年 月 日

様

山都町長

山都町農業経営継承・発展支援事業に係る(変更)交付決定通知書

年 月 日付で(変更)交付申請のあった標記の事業については、山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第9条第2項に基づき、下記のとおり(変更)交付決定したので通知します。

記

補助金(変更)交付決定額 _____ 円

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

山都町長 様

住所

氏名

交付決定前着手届

年 月 日付け（第 号）で事業実施通知のあった事業について早急に着手したいので、山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、交付決定前着手届を提出します。

記

1. 事業内容

--

2. 実施時期

着手予定	年 月 日
完了予定	年 月 日

3. 事前着手を必要とする理由

--

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

山都町長 様

住所

氏名

山都町農業経営継承・発展支援事業の中止・廃止に係る承認申請書

下記の事由のため、 年 月 日付け（ 第 号）で承認のあった事業を中止・廃止したいので、山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第13条第1項に基づき、申請します。

記

1. 中止・廃止となる事業 別紙 経営発展計画のとおり
2. 中止・廃止とする事由

--

様式第11号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

山都町長

山都町農業経営継承・発展支援事業の中止・廃止の承認通知書

年 月 日付けで中止・廃止の承認申請のあった別紙の事業については、山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第13条第2項に基づき、承認したので下記のとおり通知します。

記

1. 中止・廃止となる事業 別紙経営発展計画のとおり

2. 附則事項

山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第13条第3項に基づき、補助金の交付は行わない。

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

山都町長 様

住 所
氏 名

山都町農業経営継承・発展支援事業の取組完了報告書

標記事業の取組が完了したので、山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料：事業の完了を確認できる書類（納品書等の写し）

経営発展計画（様式第2号）に事業の取組の実績を記載したもの
事業の取組に要した経費が確認できる領収書、振込伝票等の写し

振込先

振込先金融機関名				
支店名				
金融機関コード (4桁)		支店番号 (3桁)		
貯金の種類別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄	口座番号
口座名義 (カタカナ)				

(注) 通帳、キャッシュカード等の振込先が判るものの写しを添付してください。

様式第14号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

山都町長

山都町農業経営継承・発展支援事業に係る額の確定通知書

年 月 日付けで取組完了報告のあった標記の事業については、山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第15条に基づき、下記のとおり額の確定をしたので通知します。

記

補助金交付確定額 _____ 円

様式第15号（第17条関係）

年 月 日

山都町長 様

住 所
氏 名

山都町農業経営継承・発展支援事業の取組の実施状況報告書

山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、
年度において実施した取組について、下記のとおり実施状況を報告します。

記

成果目標	実施状況	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置 及び目標達成見込時期等
付加価値額の向上			
経営面積、飼養頭羽数 の拡大			
従業員数の増加			

- (注) 1 実施事業の欄については、経営発展計画の進捗状況を具体的に記載してください。
- 2 目標未達成となった主な理由等の欄については、天候、市況、顧客ニーズの変動などの外部要因及び自己の責による内部要因を具体的に記載してください。

様式第16号（第18条関係）

年 月 日

山都町長 様

住 所
氏 名

住所変更届

山都町農業経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第18条の規定に基づき、住所変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他
変更後	氏名 住所 電話番号 その他

様式第1号 (第5条、第8条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条、第12条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第9条、第12条関係)

様式第8号 (第9条、第12条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第13条関係)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第14条関係)

様式第13号 (第14条関係)

様式第14号 (第15条関係)

様式第15号 (第17条関係)

様式第16号 (第18条関係)